

秋田県告示第566号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成25年12月6日

秋田県知事 佐竹敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
一般国道	282号	鹿角市八幡平字湯瀬一羽根7番3地先から字湯瀬湯の向23番1地先まで

2 供用開始の期日 平成25年12月9日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田県鹿角地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成25年12月6日から同月19日まで